

# るもい地域農畜産物等PR事業委託業務

## 公募型プロポーザル企画提案指示書

### 1 業務名

るもい地域農畜産物等PR事業委託業務

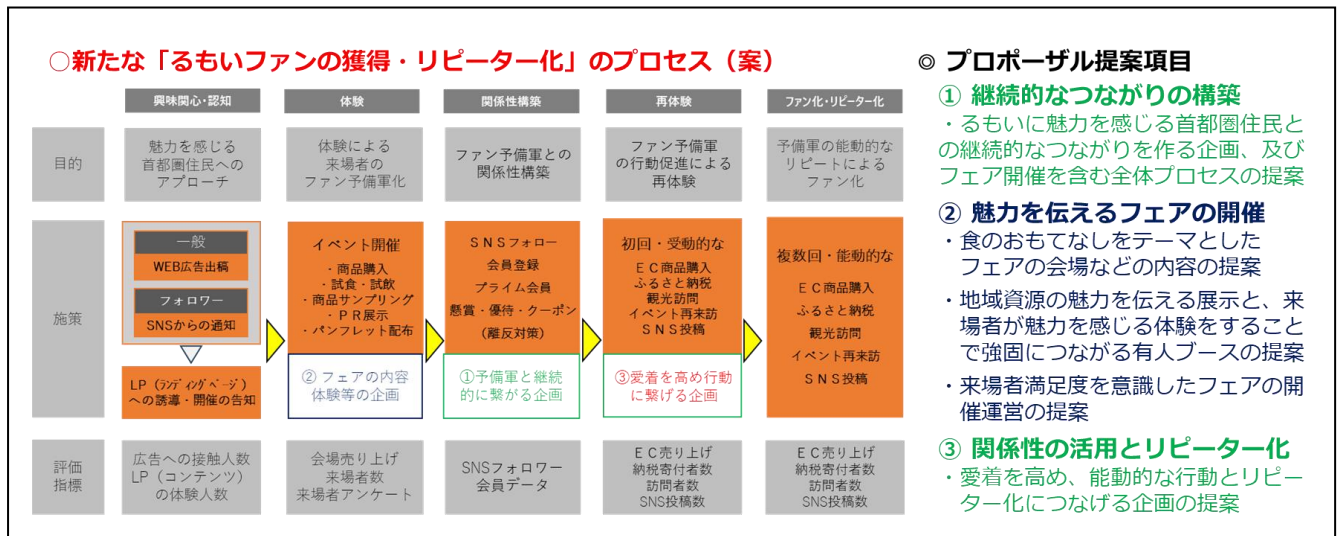
### 2 目的

本業務では、首都圏での「るもいフェア」において、農産品等の試食による「食のおもてなし」や、地域資源の魅力を伝える展示などの取組を通じて、管内の食や自然等に魅力を感じる首都圏住民に効果的なPRを行い、SNSやキャンペーン等により来場者との継続的なつながりを構築して、リピーター化に結びつけることで、新たな「るもい」ファンの獲得・リピーター化のプロセスを確立させる。

### 3 委託業務の内容

委託する業務の内容は次のとおり。なお、業務の遂行に当たっては事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、委託者と協議の上、実施すること。

- (1) るもいに魅力を感じる首都圏住民との継続的なつながりを作る企画、及びフェア開催を含む全体プロセスの提案
  - ・ るもいに魅力を感じる首都圏住民との継続的なつながりを作るプロセスについては、以下の案を参考として作成するものとし、提案に応じて項目を付け足すなど適時改変すること。
  - ・ なお、案にある文言・施策・評価指標は参考であり、文言については本文を優先し、施策や評価指標は提案に合わせて設定すること。
  - ・ 評価指標については、基本、受託者が収集・分析・報告するものとし、受託者側が把握できない指標などについては、委託者と受託者が別途協議した上で項目や手法を決定すること。
  - ・ るもいに魅力を感じる首都圏住民との継続的なつながりを作る企画について、次の実施主体者毎に提案するものとし、目的の達成に効果的な手段・媒体等がある場合は、具体的に提案すること。
    - ① 受託者（インフルエンサー等に依頼する場合を含む）が行う企画の提案・実施
    - ② 委託者が行う企画の提案
    - ③ 地域関係団体など第三者が行う企画の提案
  - ・ 受託者がインフルエンサー等に依頼して実施する場合は、内容等について事前に委託者と協議すること。



(2) 地域資源の魅力を伝え、来場者とのつながりを促すフェアの内容、及び開催運営の提案

ア 「食のおもてなし」をテーマとしたフェアの内容の提案

- ・フェアの名称は「北海道のひだり上るもいフェア」（サブタイトルは自由）とし、ロゴは右記のものを使用すること。
- ・開催時期は、原則として令和6年7～8月、2日間以上とすること。ただし、メロンやサクランボをメインに据えたPRを行いたいので、受託後に生育状況等を委託者に確認の上、開催日程を調整すること。
- ・開催場所は、集客が見込める首都圏のイベントスペース等とし、目的の達成に効果的な会場の提案がある場合は、選定理由を添え、具体的な場所・店名を提案すること。
- ・開催規模として、1.5mブース×12か所程度を確保すること。
- ・開催内容(ブース割当イメージ)は以下を基本とし、必要に応じて変更して提案すること。
  - ① 農畜産物・水産物・加工品等の物販ブース（4事業者、7ブース程度を想定）
  - ② 試食・試供品配付ブース（振興局・市町村で3団体、3ブース程度を想定）
  - ③ 有人ブース（詳細は後述イを参照。2ブース程度を想定）
  - ④ 地域資源の魅力を伝える展示・（詳細は後述イを参照）
- ・物販ブースの事業者について、選定は委託者が調整するものとし、選定から開催までの調整は受託者が行い、開催時は受託者が開催運営と合わせて対応すること。
- ・試食・試供品配付ブースにおける試供品・試食品（紙皿・割り箸等、試食等で必要な雑品を含む）の購入費や市町村職員の旅費は、振興局からの委託費とは別に次の市町村から拠出されるが、前述の用途以外に使用できないため留意すること。



【事業費を拠出する市町村及び金額】

- 留萌市・増毛町・小平町・苫前町・羽幌町・初山別村・遠別町・天塩町 計2,000千円
- ・試供品・試食品の選定～配送までの調整は委託者が行うものとし、会場到着後の保管管理は受託者が、試食品の加工や試供品の提供は委託者・市町村が行うものとする。
- ・市町村の派遣調整は委託者が行い、開催時は受託者が開催運営と合わせて対応すること。
- ・なお、試食・試供品配付に合わせ行うPR方法についても提案すること。

イ 地域資源の魅力を伝える展示と、来場者が魅力を感じる体験をすることで強固につながる有人ブースの提案

- ・留萌管内が持つ食や自然、観光といった地域資源の魅力を伝える展示について、会場の客層や開催目的を踏まえて行うこと。
- ・有人ブースの設置内容については、来場者が魅力を感じる体験ができるものとし、関係性がより強固につながる内容や、産地への来訪などの来場者の行動を促す内容とすること。
- ・有人ブースには専門家やインフルエンサー等の担当者を配置するものとし、その際の経費は受託者が負担すること。

ウ 来場者満足度を重視したフェアの開催運営

- ・目的に沿いつつ来場者満足度を重視したフェアが開催できるよう、効率的かつ円滑な開催に必要な会場設営、人員体制等を提案し、開催時においても委託者と連携して適切な運営を行うこと。
- ・フェアの開催に必要な会場使用料や什器使用料、倉庫使用料、ノボリや敷布といった共通する装飾品の作成費・購入費を負担すること。
- ・物販の会計処理については受託者側が行うものとし、会場側への手数料の支払いや事業者への売上の振り込み等についても対応すること。
- ・試食品加工のための調理スペース（要水回り）を確保すること（売場内には限定しない）。
- ・物販・試食等に係る保健所との協議・申請については受託者が行うこと。
- ・会場での告知など、集客促進に効果的な周知広報を行うこと。  
（なお、フェア開催に係るプレスリリースは、委託者が行うものとする。）
- ・フェア開催のデータ収集・分析は受託者が必ず行うものとし、(1)提案の方針に基づき、開催前にデータ収集項目・分析手法を提案の上、実施すること。

- (3) SNS等の関係性を活用して愛着を高め、能動的な行動とリピーター化につなげていく企画の提案
- ・(1)で提案したプロセス・施策・評価指標、(2)で提案したフェアの内容を踏まえ、実施主体者毎に実現可能性を考慮して具体的な企画を提案すること。
    - ① 受託者（インフルエンサー等に依頼する場合を含む）が行う企画の提案・実施
    - ② 委託者が行う企画の提案
    - ③ 地域関係団体など第三者が行う企画の提案
  - ・(2)のフェア開催時に実施する場合は、フェアの企画と絡ませた内容とすること。
  - ・(2)のフェア開催後の企画の場合は、開催実績等を踏まえて内容を見直し、委託者と協議の上、報告すること。
  - ・受託者がインフルエンサー等に依頼して実施する場合は、内容等について事前に委託者と協議すること。
- (4) 実績報告書の作成
- 3 (1) から (3) までの実施結果について実績報告書を作成し、委託契約期間内に紙媒体（A4判）1部、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1部を委託者へ提出すること。

#### 4 委託期間

契約締結日から令和7年1月31日（金）まで

#### 5 予算額

3,697千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

- (1) 本業務は、自然災害や感染症その他のやむを得ない事情により、委託業務の実施の中止や業務内容を変更する場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により、提案内容を変更するか、契約を行わないことがある。
- また、本業務は、令和6年度予算配当前の準備行為として行うものであり、予算配当日や配当額の変更などにより委託期間、業務の内容及び委託料の額を変更するか、契約を行わないことがある。
- (2) 自然災害や感染症その他のやむを得ない事情により業務の一部中止や実施方法の変更を求める場合がある。

#### 6 プロポーザル項目

- (1) るもいに魅力を感じる首都圏住民との継続的なつながりを作る企画、及びフェア開催を含む全体プロセスの提案
- (2) 地域資源の魅力を伝え、来場者とのつながりを促すフェアの内容の企画、及び開催運営の提案
- (3) SNS等の関係性を活用して愛着を高め、能動的な行動とリピーター化につなげていく企画の提案

## 7 審査基準

審査の具体的項目及び配点は次のとおりとする。

審査項目		配点
(1) 実施体制・業務遂行能力		20点
ア	提案者の事業内容やこれまでの実績等から、本業務を確実に遂行できることが期待できるか。	10点
イ	業務を実施するのに必要かつ十分な体制となっているか。	5点
ウ	業務の実施スケジュール・経費積算は妥当か。	5点
(2) 企画提案の内容		70点
ア	るもいに魅力を感じる首都圏住民との継続的なつながりを作る企画、及びフェア開催を含む全体プロセスについて、新たな「るもい」ファンの獲得・リピーター化のプロセスを確立させる目的を踏まえつつ、実現が期待できる内容となっているか。	20点
イ	「食のおもてなし」をテーマとしたフェアについて、目的を踏まえつつ集客が期待できる内容となっているか。	10点
ウ	展示については、るもいの地域資源の魅力が伝わる内容、有人ブースについては、来場者が魅力を感じる体験ができ、強固につながるものが期待できる内容となっているか。	10点
エ	フェアの開催運営について、来場者満足度を重視しつつ、効率的かつ円滑な運営や効果的な周知広報が期待できる内容となっているか。	10点
オ	SNS等の関係性を活用して愛着を高め、能動的な行動とリピーター化につなげていく企画について、目的を踏まえつつ、効果が期待できる内容となっているか。	20点

## 8 選定業者数

1社を選定する。

## 9 企画提案者の参加資格要件

(1) 単体法人又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。

(2) 単体法人及びコンソーシアムの構成者は、次の要件をすべて満たしていること。

- ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第167号）第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと。
- ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- オ 暴力団関係事業者等でないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - (ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
  - (ウ) 消費税及び地方消費税

- キ 次に掲げる届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）
- (ア)健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - (イ)厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - (ウ)雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加するものでないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

## 10 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望するものは、参加表明書及び添付資料を提出すること。

- (1) 提出書類 参加表明書、添付資料
- (2) 様 式 別添様式 1
- (3) 提出部数 参加表明書、添付資料とも 1 部
- (4) 提出期限 令和 6 年 3 月 4 日（月） 17 時（必着）
- (5) 提出場所 「15 問い合わせ」先まで
- (6) 提出方法 持参又は郵送（レターパック、特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による

## 11 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書、付属書類
- (2) 様 式 企画提案書 別添様式 2 による  
付属資料 A4 サイズの任意様式による
- (3) 提出部数 企画提案書、付属書類とも 7 部  
※1 部は提案者名を記載したもの。残り 6 部は提案者名を記載しないもの。  
文中にも記載しないように注意すること。
- (4) 提出期限 令和 6 年 3 月 18 日（月） 17 時（必着）
- (5) 提出場所 「15 問い合わせ」先まで
- (6) 提出方法 持参又は郵送（レターパック、特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による

## 12 企画提案書の作成方法

- (1) 別紙 2「企画提案書」を 1 ページ目とし、次ページに目次をつけ、以降、企画提案の内容とし、最後に別紙 3「事業予算精算書」としてご下さい。なお、別紙 2 の「主な業務経歴」欄には国又は地方公共団体と契約を締結し、確実に履行した雇用対策に係る主な実績を記載し、事業実績を示す書類（契約書及び報告書（必須）等）の写しを 1 部添付してご下さい。また、「業務処理体制」欄には本業務に関わる方全てについて必要な事項を記載してご下さい。
- (2) 企画提案書の様式は特に定めませんが、用紙の大きさは日本工業規格 A4 判とし、片面印刷にしてください。
- (3) 文章を補完するためにイラストや図表などを使用してもかまいませんが、社名やロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切入れないでください。
- (4) 企画提案説明書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現としてご下さい。
- (5) 企画提案の内容については、他からの転載を禁止します。
- (6) 提出された企画提案書の全部又は一部について、変更、追加及び削除はできません（委託者からの軽微な修正指示を除く）。

### 13 企画提案内容のヒアリング

- (1) 企画提案された内容について、プレゼンテーションを実施していただきます。日時、場所は別途通知します（3月25日（月）午後を予定）。
- (2) プレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容についてのみとし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認められません。
- (3) 企画提案書を提出した事業者が3社を超える場合には、企画提案による第一次審査を実施し、上位3社をプレゼンテーションへの参加事業者とします（3月21日（木）に書面審査を行い、同日中に結果を事業者に通知予定）。

### 14 その他

- (1) 本公募型プロポーザルに係る説明会は実施しません。質問等がある場合は、個別に説明しますので担当課に問い合わせください。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とします。
- (3) 企画提案の採否については、文書で通知します。
- (4) 参加表明書の提出後に企画提案書を期日までに提出しない場合は、参加表明の撤回があったものと見なします。また、プレゼンテーションに参加しない場合も、同様に企画提案の意思がないものと見なします。
- (5) 提出された参加表書又は企画提案書等提出書類は、返却いたしません。委託事業者の選定のためだけに使用し、機密保持には十分配慮いたします。ただし、北海道情報公開条例による公文書開示請求がなされた場合は、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- (6) 採択決定後、提出された提案書及び補足資料並びに契約書類に記載された事業概要（図・写真を含む）、委託先・コンソーシアム構成員の名称、契約金額（支出内訳を含む）については、公表・活用する場合がありますので、当該部分の公表・活用についてはあらかじめ提案者の了解を得たものとして扱わせていただきます。
- (7) 提出された書類は、道において必要な場合、複製を作成することがあります。
- (8) 提出期限以降における参加表名書又は企画提案書の差替え又は再提出は認めません。  
（委託者からの軽微な修正指示を除く）

### 15 問い合わせ

北海道留萌振興局産業振興部農務課 主査（企画） 野口 順也

〒077-8585 北海道留萌市住之江町2丁目1-2

TEL：0164-42-8490（直通）

FAX：0164-42-4407

MAIL：noguchi.junnya@pref.hokkaido.lg.jp